



## 港長公示 第4号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第2項の規定により公示する。

なお、平成28年11月10日付け港長公示第7号は、平成29年11月7日午後4時00分をもって廃止する。

平成29年11月1日

敦 賀 港 長



### 敦賀港における航泊の禁止について (区域の変更)

敦賀港の下記区域において、敦賀港 鞠山南岸東側海域の護岸整備工事が実施されるため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、当該工事に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。

#### 記

#### 1 期間

平成29年11月7日午後4時00分から当分の間

#### 2 区域

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

A点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から

77.8度 1, 361m

B点 A点から320.5度 236m

C点 B点から270.0度 293m

D点 C点から251.0度 106m

(別図参照)

#### 3 標識

上記区域は、A点の北西海上、B点、C点及びBCの間には黄色灯浮標（単閃黄光 3秒1閃光、光達距離5.5km、同期点滅 計4個）並びにD点には黄色簡易標識（単閃黄光 3秒1閃光、光達距離5.5km、同期点滅 1個）が設置される。

【航泊禁止区域】

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

A点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から

77.8度 1,361m

B点 A点から320.5度 236m

C点 B点から270.0度 293m

D点 C点から251.0度 106m

(A点の北西海上、B点、C点及びBCの間には黄色灯浮標(3秒1閃光、光達距離5.5km、同期点滅計4個)並びにD点には黄色簡易標識(3秒1閃光、光達距離5.5km、同期点滅1個)が設置される)

